○廃川敷地等が生じた件

公

告

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告 示

○福島県議会定例会を招集する件 ○大規模小売店舗立地法により県が 意見を述べた件三件

○県営土地改良事業計画を変更した

○道路の供用を開始する件1 ○道路の区域を変更する件言 二件 件

> ○特定非営利活動法人の設立の認証 ○産業廃棄物処理施設等変更事前協 議書の提出があったので公告する の申請があった件

○落札者を決定した件 ○土地改良区の役員が退任した旨届 出があった件

픞

福島県選挙管理委員会

릇

○選挙権を有する者の総数の五十分 県議会議員選挙区別の選挙権を有 の一及び三分の一の数並びに福島 する者の総数の三分の一の数を告 示する件 **듯**

三八四

福島県告示第三百七十四号

会定例会を平成二十一年六月二十三日福島市に招集する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一 項の規定により、 福島県議

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐 総藤

務雄 課平

福島県告示第三百七十五号

十一年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

課に備え置いて縦覧に供する。 福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐 藤 雄

平

南相馬ジャスモール 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十六号

三八五

福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 一年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第四

課に備え置いて縦覧に供する。 平成二十一年六月九日

듯 쏫

福島県知

佐

藤

雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド原町店 南相馬市原町区北原字前谷地 一百五十二番地ほか

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十七号

福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工振興課 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四 一年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

平成二十一年六月九日

に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 佐 藤 雄

平.

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

相馬ショッピングパーク 相馬市馬場野字雨田百十八番地 ほ

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十八号

宮川地区に係る県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を行うための土地改良事 業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

縦覧に供する書類

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十一年六月九日

縦覧の期間 土地改良事業変更計画書の写し

平成二十一年六月十日から

月二十九日まで(二十日間)

縦覧の場所

三

会津若松市役所及び大沼郡会津美里町役場

(農村計画課)

福島県告示第三百七十九号

報

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。 平成二十一年六月九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	堀込線県道矢吹	路 線 名
	二〇六番地先まで 市矢田野字西町 市矢田野字西町 田九四番地先から 国債 アルカー	区間
変更後	変更前	更後の別
В	В А	の敷
一六・二~	一六一五 七·六·二 二 五 五 7	(メートル)敷地の幅員
九四八・六	九 九 五 一 · · · 六	(メートル) 長

(道路計画課)

福島県告示第三百八十号

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。 平成二十一年六月九日

	矢 吹 線	県道郡山	路 線 名
	田二番一地先まで 市矢田野字上石二八番地先から	須賀川市矢田野字新町	区間
変更後		変更前	更後の別
В	В	A	(敷
三八 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	三八一六 一· ○ 六 ○ ~ 五	六〇~	(メートル) 駅 地 の 幅 員
五 九 四 二	五九四・二一	八三一・〇	(メートル) 長

福島県知事

佐

藤

雄 平

(道路計画課)

福島県告示第三百八十一号

計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年六月九日から二週間 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 一般の縦覧に供 一般国道に

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	九国岩二	路線
	八	名
で	ら 膳棚乙七一八番地 会津郡南会津町塩	区間
ま田	先 江	
変更後	変更前	更後の別
 八· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(メートル)敷 地 の 幅 員
一 九 ○ ·	一 九 ○ ·	(メートル) 長

(道路計画課)

福島県告示第三百八十二号

設事務所で平成二十一年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

県道矢吹堀込線	路線名
同市矢田野字西町二〇六番地先まで須賀川市矢田野字上石田九四番地先から	供
市矢田	用
野字	開
四上 四 上 石 田	始
○六番	0)
世地 先 先	区
まで	間
九日平成二一年六月	供用開始の期日

(道路計画課)

福島県告示第三百八十三号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建 設事務所で平成二十一年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

県道郡山矢吹線	路線名
同須買川	供
市矢田	用
野野字字	開
上新町二田二	始
二八番番	0
一地先か	区
まで	間
九日平成二一年六月	供用開始の期日

(道路計画課)

福島県告示第三百八十四号

福

四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第十

備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県北建設事務所に

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

河川の名称 一級河川阿武隈川水系六角川

廃川敷地等が生じた年月日 平成二十一年六月九日

廃川敷地等の位置

三番七地先まで及び上流端同市成田一丁目五百三十七番三地先から下流端同市成田 丁目五百三十七番四地先まで 上流端二本松市若宮一丁目二百九十三番六地先から下流端同市若宮一丁目二百九十

廃川敷地等の種類及び数量

土地 (河川管理施設を含む。) 九十七・八一平方メートル

公告第三百二十七号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐 藤 雄

平

申請のあった年月日

平成二十一年五月十五日

名称

特定非営利活動法人いいざかサポーターズクラブ

三 代表者の氏名

匹 主たる事務所の所在地

福島県福島市飯坂町字十綱町五番地

Ŧi. 定款に記載された目的

研究、企画・運営、普及・啓発事業を行い、観光資源を後世に守り伝え、地域の特性 することを目的とする。 芸術・スポーツ等の保全や育成を図り、まちづくりに関わる情報の収集・提供、調査・ を生かした観光とまちづくりによるコミュニティ空間の形成を行い地域活性化に寄与 与えるため、市民・企業・行政等との情報の共有化を通し、歴史・文化・自然・景観・ この法人は、飯坂地区の住民・個人事業者と飯坂温泉を訪れる多くの人々に感動を

(文化振興課)

公告第三百二十八号

の規定により、次のとおり公告する。 の規定に基づく産業廃棄物処理施設等変更事前協議書の提出があったので、 福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項 同条第六項

平成二十一年六月九日

株式会社エフアイティフロンティア 代表取締役 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 増田 福島県知事 佐

産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区 福島県伊達市保原町字東野崎一三五番地

福島県伊達市保原町字鳥内地内

三 産業廃棄物処理施設等の種類

(河川計画課)

報

産業廃棄物指定処理施設(産業廃棄物の圧縮施設) 産業廃棄物指定処理施設 産業廃棄物指定処理施設 産業廃棄物指定処理施設 (廃プラスチック類の溶融・破砕施設) (廃プラスチック類の破砕・溶融施設) (廃プラスチック類の破砕施設) 基

基 基

産業廃棄物処理施設等の処理能力

四

廃プラスチック類の破砕施設 一・九二トン毎日(八時間) 二基

廃プラスチック類の溶融・破砕施設 廃プラスチック類の破砕・溶融施設 一・六トン毎日 (八時間) 〇・二四トン毎日 (八時間)

基

産業廃棄物の圧縮施設 四・三二トン毎日(八時間)

(産業廃棄物課)

規定により公告する。 う。) 第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい ムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県大気汚染常時監視システ

平成21年6月9日

福島県知事 Ť 藤 推 #

福島県大気汚染常時監視システム 落札に係る借入物品の名称及び数量

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県生活環境部環境保全総室水・大気環境課 福島県福島市杉妻町 2 番16号

落札者を決定した日 平成21年 4 月20日

福

落札者の氏名及び住所

株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス 兵庫県神戸市灘区岩屋北町四丁目

5番22号

落札金額

契約の相手方を決定した手続 37,485,000円

·般競争人札

特例政令第6条の公告を行った日 平成21年 3 月10日

(水・大気環境課)

公告第三百三十号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐 藤 雄

平

土地改良区の名称 会津北部土地改良区

退任した役員

氏名 齋藤喜代衛 喜多方市字南原三四九七番地

示選挙管理委員

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

二日現在において、次のとおりである。 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十一年六月 八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第 の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じ 和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十 一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭 一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

平成二十一年六月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 地 俊 彦

合算して得た数) は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあって 三四四、四五九 三三、三三六

を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の を乗じて得た数とを合算して得た数 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万

安達郡 伊達郡 岩瀬郡 選挙区 南会津郡 一八、三〇五 五三七 七九八 八五四 郡山市

会津若松市 福島市 選挙区

いわき市 九四、 八九、一二〇 三一、六九七

八七二 六五.

耶麻郡

二 相 喜 須 質 原 原 東 市 市 市 市

九 〇 九 八 二 一 九 〇 九 八 二 一 四 二 〇 七 五 一 二 三 四 九 三 一 八